

# 平城西地区自主防災防犯会

## 会 則

### 附 則

平成18年11月26日会則施行  
平成21年 5月17日一部改訂  
平成22年 5月23日一部改訂  
平成24年 5月12日一部改訂  
平成28年 5月 8日一部改訂  
令和 元年 5月 5日一部改訂  
令和 2年 5月 3日一部改訂  
令和 4年 5月 8日一部改訂  
令和 8年 5月17日一部改訂

平城西地区自治連合会  
平城西地区自主防災防犯会

# 平城西地区自主防災防犯会会則

## 第1条（名称）

この会は、平城西地区自主防災防犯会（以下「本会」という）と称する。

## 第2条（目的）

本会は、平城西地区自治連合会を主体として、各自治会・各種団体が相互協力の下、住民の地域共同体の精神に基づく自主的な防災防犯活動を行うことにより、地震その他の災害の予防対策と被害の軽減を図ること、指定避難場所等に避難を余儀なくされる非常災害時には避難場所運営等を円滑に行うこと、並びに、犯罪の未然防止と軽減を図り、児童・少年の健全育成を支援することにより、安全で明るく、住みやすい町づくりに寄与することを目的とする。

## 第3条（組織）

本会に、事業部・管理部を置き、自治会や自治会内防災防犯会と連携協力して第5条の事業を行う。

## 第4条（事務所の所在地）

本会の事務所は、平城西地区防災防犯情報~~センター~~<sup>研修室</sup>（旧平城西幼稚園内）に置く。

## 第5条（事業）

本会、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

### （1）防災関連事業

- ①地震など災害に対する防災計画の作成。
- ②地震など災害とその予防に関する調査と研究（災害弱者の調査を含む）。
- ③防災に関する知識の普及と啓発。
- ④地震など大規模災害時における情報収集伝達、救助、救出、避難誘導、初期消火など応急対策に関して検討。
- ⑤前号に関する防災巡視、防災訓練の実施。
- ⑥防災資機材などの整備、点検。
- ⑦防災防犯用品・機材調達計画および必要に応じて食品備蓄計画の立案、それらの購入および保管・メンテナンス。
- ⑧自治会等に対する用品・機材使用法操作法の知識の普及。
- ⑨各自治会の実情・実態に応じた防災防犯組織と協働し、そのあり方や事業計画の立案・研究を行い。
- ⑩その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

### （2）防犯関連事項

- ①防犯に関する研究と知識の普及と啓発。
- ②防犯のための巡視、点検。
- ③犯罪、防犯に関する情報収集とその伝達。
- ④防犯のための資材・用具の整備点検。
- ⑤各自治会では、その地域の実情・実態に応じて①②③④の活動推進に向けて計画、立案、実施する。

⑥その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

## 第6条（会員）

本会は、平城西地区自治連合会に所属する各自治会内の会員で構成する。

## 第7条（役員・委員）

本会には、次の役員・委員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会 長  | 1名    |
| (2) 副会長  | 4名以内  |
| (3) 事業部長 | 1名    |
| (4) 管理部長 | 1名    |
| (5) 書 記  | 1名    |
| (6) 会 計  | 1名    |
| (7) 会計監査 | 1名    |
| (8) 委 員  | 6名    |
| (9) 特別委員 | 10名程度 |

- 2①会長には、前年度の平城西地区自治連合会会長が就任する。次年度では、特別委員として引き続き委員会出席することを妨げない。
- ②副会長には、本年度平城西地区自治連合会会長・本年度平城西地区自治連合会第一副会長・平城西地区民生児童委員協議会会長が就任する。
- ③事業部長には平城西地区自治連合会第二副会長、管理部長には同第三副会長が就任する。
- ④書記・会計・会計監査には、平城西地区自治連合会の書記・会計・会計監査が就任する。
- ⑤委員には、各自治会が推薦する防災担当又は前年度自治会長が就任する。再任は妨げない。
- ⑥特別委員は防災防犯関係の地域活動委員に限定し、委員会に参加する。  
ただし、特別委員に議決権はない。防災防犯関係の地域活動委員とは、地域安全推進委員・交通安全指導委員・青色防犯パトロール委員・女性防災クラブ・「いきいき平城西」広報部委員。出席者は各地域活動委員の代表者1名とする。

## 第8条（役員の任務）

会長は、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、第一副会長（今年度平城西地区自治連合会会長）、次に第二副会長（今年度自治連合会第一副会長）がその職務を代行する。

事業部長は、第5条、(1) 防災①～⑤、(2) 防犯①～③の事業にあたる。

管理部長は、第5条、(1) 防災⑥～⑨、(2) 防犯④の事業にあたる。

書記は、役・委員会、総会の記録をする。

会計は、本会の会計処理を行い、決算書を作成して総会において報告する。

会計監査は、本会の会計処理について監査を行い、総会において報告する。

#### 第9条（委員の任務）

委員（自治会長）は各自治会（下部組織）の現状、問題点などについて報告し、連絡調整にあたる。

#### 第10条（役員・委員会）

役員・委員会は、自治連合会の開催時に例例会を開く事が出来る。開催については会長が決定する。

#### 第11条（総会）

総会は、平城西地区自治連合会総会の中で開催し、事業報告、会計報告、新年度事業計画案・会計予算案等を報告、審議する。

#### 第12条（会計）

本会の運営・活動に関する費用は、自治連合会の会計及び奈良市の交付金、その他の収入をもってこれに充てる。

#### 第13条（会計監査）

本会の会計については、毎年1回、会計監査を行い、総会で報告する。

#### 第14条（非常事態条項）

大規模災害発生時に、自主防災防犯会は災害対策本部を立ち上げ、各自治会の防災防犯組織と連携協力して地区住民の救助・避難行動支援等を行う。災害時対策本部の委員は、次の代表者で構成する。ただし、この組織は災害発生時の初動時での担当で、臨機応変に最適分担に変更する必要がある。また、活動時にはビブスを着用する。

本部長	自主防災防犯会会長
事業部	自治連合会副会長（部長）
管理部	自治連合会第二副会長（部長）
総務部	自主防災防犯会第一副会長（部長）、総務担当（自主防災防犯会委員）、情報担当（自主防災防犯会委員）
運営部	自主防災防犯会第二副会長（部長）、食料・物質担当（自主防災防犯会委員）、環境担当（自主防災防犯会委員）
衛生・医務部	自主防災防犯会第三副会長（部長）、医務担当（自主防災防犯会委員）、衛生担当（自主防災防犯会委員）

2 避難所開設の指示が発せられた場合、災害時対策本部を中心に、避難所運営委員会として、次の代表者で構成する。ただし、運営委員は初動期におけるもので、避難者も含めた構成に適宜変更する。

会長・副会長	災害時対策本部の会長・副会長（自主防災防犯会会長・副会長）
委員	災害時対策本部の各部長及び委員 民生・児童委員協議会の会長・副会長 登美ヶ丘中学校・平城西小学校の代表 登美ヶ丘中学校・平城西小学校のPTA代表 女性防災クラブ会長・副会長 奈良市職員（避難所配置職員）

第15条（その他）

この会則に定めない事項について、会長が役・委員会に諮り協議して決める。

第16条（会則の改廃）

本会則の改廃は、総会において出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

第17条（実施）

この会則は、平成18年11月26日から施行する。